

# 議案第1号 東松山都市計画道路の変更について（東松山市決定）

## 1 変更の内容

### 〔3・5・13号第一小学校通線〕

一部区間の線形、一部区域、起点及び延長を変更するものです。

## 2 変更の理由

3・5・13号 第一小学校通線は、都市計画決定された区域と整備済みの道路区域の一部で不整合が生じています。埼玉県が本町通線との交差点改良を行うに当たり、現道の形状を生かした整備が可能となったことから、一部区間の線形及び一部区域を変更するものです。

また、現道との整合を図るための細部の変更を行い、これらの変更に伴う起点と延長を変更するものです。

## 3 経緯の概要

説明会 令和 7年 9月 28日

県知事協議 令和 7年 1月 10日  
県知事回答 令和 7年 1月 17日

計画案の縦覧 令和 7年 1月 19日から ※意見書なし  
令和 7年 2月 3日まで

市都市計画審議会 令和 8年 1月 23日

変更告示 令和 8年 2月 (予定)

## 4 計画書

### 東松山都市計画道路の変更（東松山市決定）

1 都市計画道路中3・5・13号第一小学校通線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		延長	構造 形式	車線 の数	幅員	
幹 線 街 路	3・5・13	第一小学校 通線	東松山市 神明町 二丁目	東松山市 大字市ノ川 字東耕地	東松山市 箭弓町 一丁目	約2,440m	地表式	2 車線	15m	幹線街路と 平面交差6箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

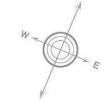
#### 理由

3・5・13号 第一小学校通線は、都市計画決定された区域と整備済みの道路区域の一部で不整合が生じています。整備済みの道路区域は道路構造の基準も満たしていることから、今後の沿道土地利用や将来の周辺道路の整備との不整合を解消するため、一部区間の線形及び一部区域を変更するものです。また、これに伴い、起点と延長を変更するものです。

# 総括図 東松山市都市計画図

令和五年二月

### 東松山市位置図



四

	削除する区間
	変更する路線（変更後）
	2車線
	地表式

調製株式会社大

用 途	地 域	例	建蔽率 (%)	容積率 (%)
第一種低層住居専用地域(一低)			50	60
第二種低層住居専用地域(二低)			50	60
第一種中高层住居専用地域(一中高)			50	100
第二種中高层住居専用地域(二中高)			50	150
第一 種 住 居 地 域(一住)			60	120
第二 種 住 居 地 域(二住)			60	200
准 住 居 地 域(準住)			60	200
近 隣 商 業 地 域(近商)			60	200
商 業 地 域(商業)			60	400
準 工 業 地 域(準工)			60	200
工 業 地 域(工業)			60	200
工 業 専 用 地 域(工業)			60	200
----- 行 政 界 -----				
市 街 化 区 域				
準 防 火 地 域				
地 区 計 画 区 域				
都 市 計 画 通 路				
都 市 計 画 公 園				
都 市 計 画 緑 地 区				
生 产 绿 地 地 区				
其 他 の 地 域				
その 他 の 都 市 計 画 施 設				
下 水 運 計 画 決 定 区 域				
公 共 下 水 道 事 業 認 可 区 域				
土 地 区 画 整 理 事 業 区 域(完了)				
土 地 区 画 整 理 事 業 区 域(計画決定)				

形态割別

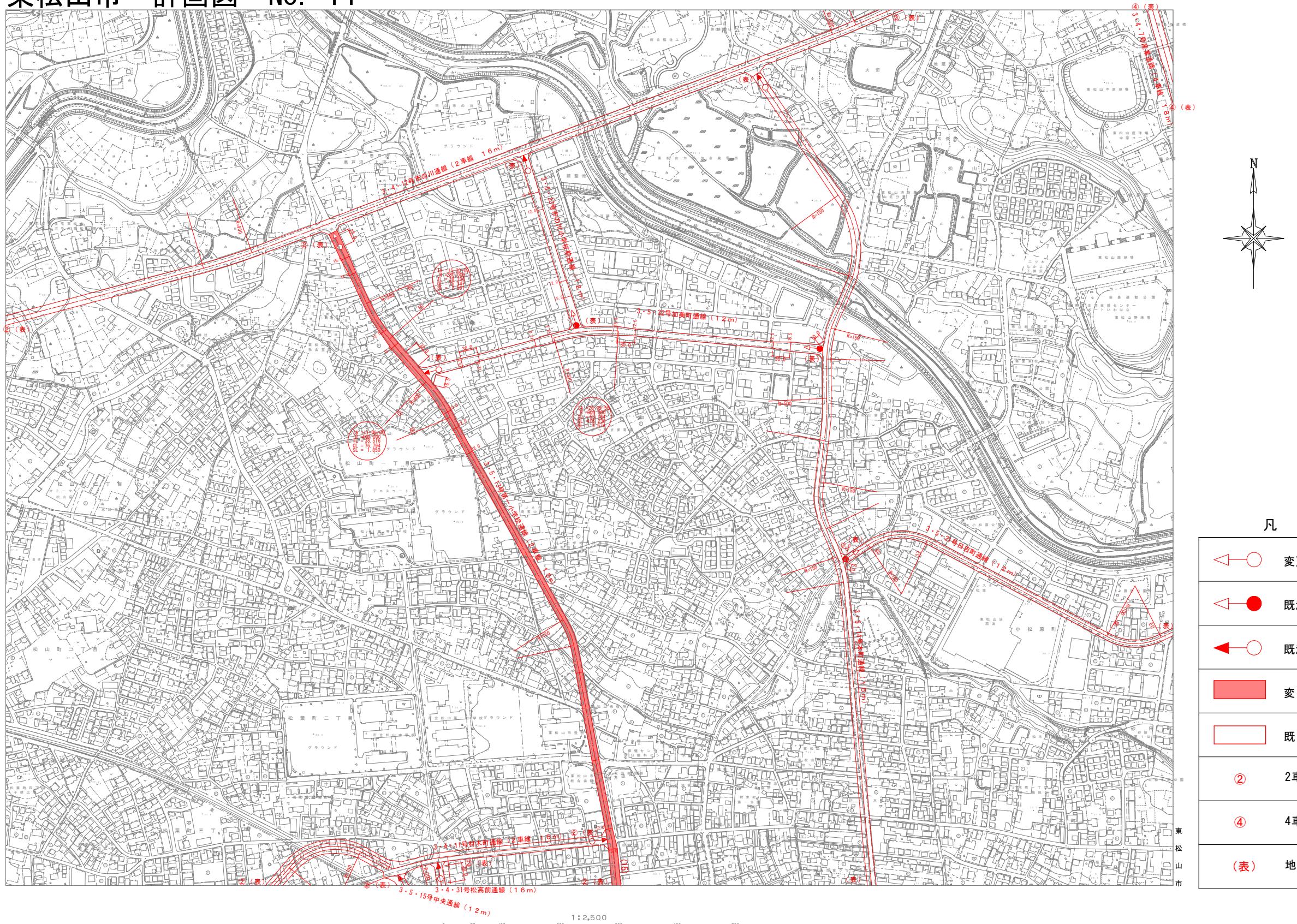
番号	種類(%)	率
高生産地帯	用途別	60
低生産地帯	面積割合	40
高生産地帯番号	畠数割合	80

※高生産地帯地区(松山市・白山市・高嶺市・松風町)については地図上において一部異なる建蔽率・容積率を定めています。

※生産地帯番号の表記について  
第一〇〇号生産地帯地区 → 〇〇(数字のみ)  
高板第〇号生産地帯地区 → 高〇(高+数字)

1 : 15,000

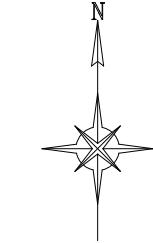
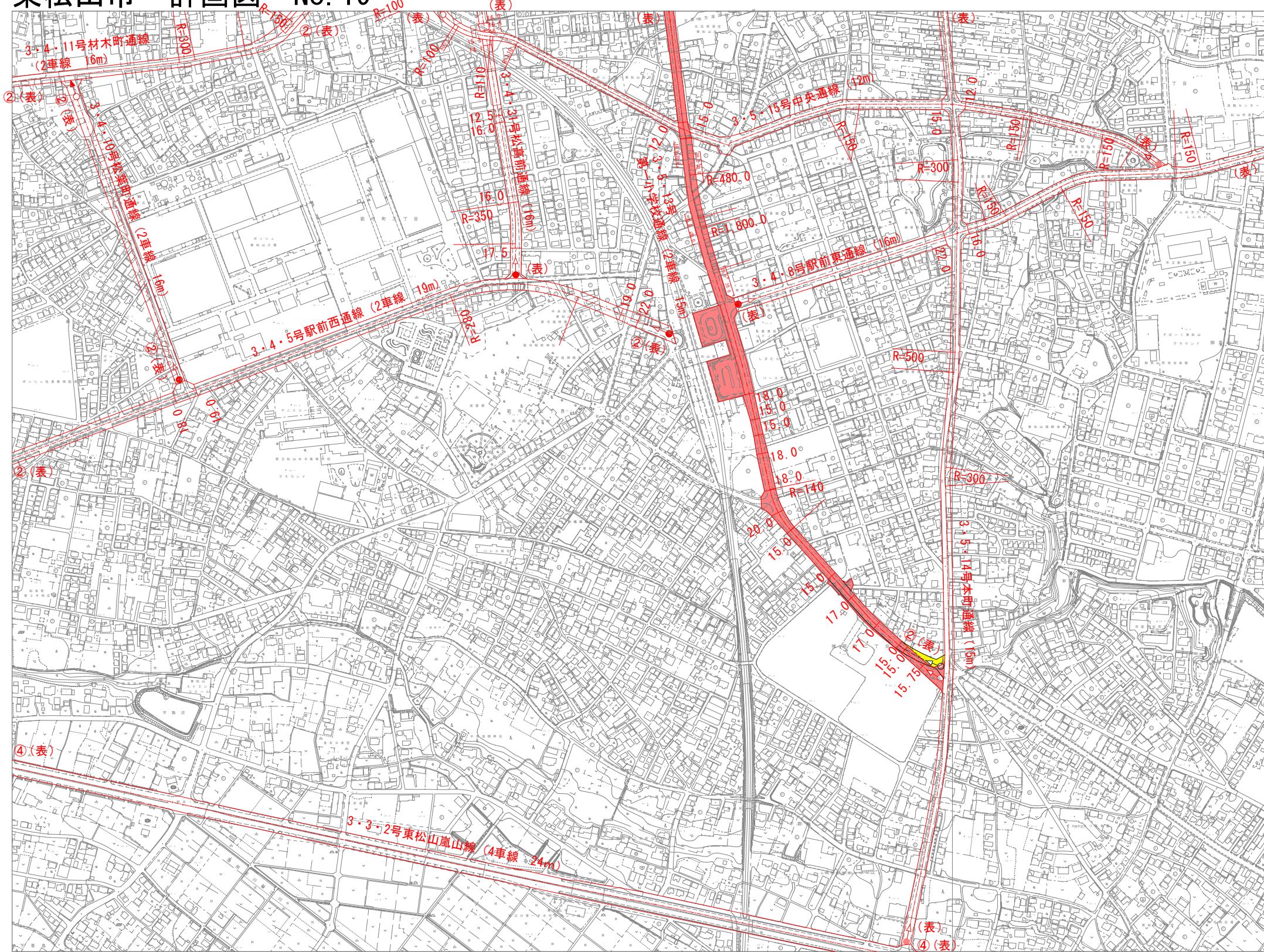
# 東松山市 計画図 No. 14



## 凡 例

	変更路線の起終点
	既決定路線の起点
	既決定路線の終点
	変更後
	既決定
	2車線
	4車線
	地表式

# 東松山市 計画図 No. 19



凡 例

	変更路線の起終点
	変更路線（変更前）の起終点
	既決定路線の起終点
	既決定路線の終点
	変更後
	変更前
	既決定
②	2車線
④	4車線
(表)	地表式

